

条約第 81 条及び第 82 条に係る欧州委員会による手続指揮に関する 2004 年 4 月 7 日理事会規則 第 773/2004 号

第 15 条 事件書類閲覧及び資料の使用について

1. 欧州委員会は、求めに応じて、異議告知書を送付した者に対して、事件書類の閲覧を認めなければならない。当該閲覧は、異議告知書の送付の後に認められるものとする。
- (2 . 以下略)

閲覧請求が可能な者

「閲覧」は、原則として、欧州委員会が異議告知書を通じた個人、事業者又は事業者団体（以下、「被審人」という。）からの求めに応じて認められる。

閲覧が認められる時期

- ・委員会により異議告知書の通知が行われるまでは、委員会事件記録の閲覧は認められない。
- ・委員会事件記録の閲覧は、被審人からの求めに応じて、通常一度、認められる。原則として、他の被審人から提出された委員会の異議告知書に対する返答については、閲覧することができない。

閲覧の対象範囲...委員会事件記録 (the Commission file)

「委員会事件記録」: 委員会競争総局が事件調査の過程で取得し、作成し又は収集したすべての文書 (被疑事実に関係ないとして、留置元の事業者に還付された文書は含まれない。)

・閲覧可能な文書

被審人は、内部文書、事業上の秘密及びその他の秘密情報を除くすべての文書を閲覧することができる。

・閲覧不可の文書

-内部文書 (internal documents)

内部文書は、事業者を不利にするものでも、免責するものでもなく、また、委員会が事件評価を行うにあたり、基礎証拠となるものでもない。したがって、証拠価値を欠くため、内部文書に対する閲覧の制限は、被審人の防御権の適切な行使に影響を及ぼすことにはならない。

(以下の「事業上の秘密」及び「その他の秘密情報」は、原本情報から秘密に当たる情報を削除したかたちでの閲覧が認められ得る。)

-事業上の秘密 (business secret)

公開されることにより、当該事業者にとって深刻な損害 (serious harm) が及ぼすおそれがある情報である場合には、当該情報は「事業上の秘密」にあたる。

-その他の秘密情報 (other confidential information)

「事業上の秘密」以外の情報で、公開されることにより、個人又は事業者に著しい損害 (競争業者、取引先等から報復的措置を受ける危険にさらされる) を及ぼす場合、当該情報は、「その他の秘密情報」にあたる。

(参考) EU 基本権憲章

第 41 条 適正な行政に対する権利

- 1 . すべての者は、自己に係る事項が、EU 及びその機関によって、公平、公正かつ妥当な期間内に処理される権利を有する。
- 2 . この権利は、次のものを含む。
 - すべての者が自己に不利に働くおそれのある具体的措置が執られる前に聴聞を受ける権利
 - すべての者が機密性並びに職業上及び経営上の秘密に関する正当な利益を尊重しつつ、自己に関する文書を読覧する権利
 - 決定理由を示す行政機関の義務
- (3 . 以下略)